

税務情報

商業健康保険に係る個人所得税の試験政策について

2017 年上半期に商業健康保険の個人所得税政策に関わる通達及び公告が相次いで公布された。そこで、本稿では、関連する通達のポイントを解説する。

1. 背景

中国の個人所得税法上、企業が従業員のために負担する商業保険料（海外の社会保険料を含む）は、個人所得税の計算上、課税所得に加算しなければならないとされている。しかしながら、医療保険を含む商業保険事業の更なる発展のため、中華人民共和国財政部、国家税務総局、保険監督管理委員会は、2017 年 4 月 28 日「商業健康保険に係る個人所得税試験政策の全国範囲拡大に関する通知」（財税[2017]39 号通達、以下「39 号通達」と表記）を公布し、規定に適合する商業健康保険料に対しては、当年（月）度の課税所得額の計算時において、一定の限度内を課税所得から控除することを認めた。

その後 5 月 19 日、本件における監督管理を強化するため、国家税務総局は、「商業健康保険に係る個人所得税試験政策の拡大の関連徴収管理問題に関する通知」（国家税務局 17 号公告、以下、「17 号公告」と表記）を公布し、39 号通達の実務面の政策を明らかにした。

なお、39 号通達は 2017 年 7 月 1 日より施行されている。

2. 控除限度額

今回の改訂により、個人が規定に適合する商業健康保険を購入する場合、当年（月）の個人所得税課税所得を計算する際に 2,400 人民元／年（200 人民元／月）を限度に、その保険料を課税所得から控除することができるとなっている。

また、企業が従業員のために统一的に購入する商業健康保険に関する支出については、従業員それぞれの給与・賃金所得に加算すると同時に、個人の購入とみなし、前述の規定に従い当年（月）の個人所得税課税所得から控除することができる。なお、2,400 人民元／年（200 人民元／月）の控除限度額は、個人所得税法が規定する標準控除費用（3,500 人民元／月 または 4,800 人民元／月）とは別の、商業健康保険のみに対する控除限度額となる。したがって、2,400 人民元／年（200 人民元／月）の控除限度額を超える商業健康保険支出についてはこれまで通り課税所得に加算し、個人所得税を計算することとなる。

3. 適用対象者

39 号通達および 17 号公告の規定により、商業健康保険において試験政策（所得控除）を享受できる対象者は以下の通り。

- ❖ 給与・賃金所得を取得する個人
- ❖ 連続する 3 か月以上（3 か月を含む）の期間において同じ組織より連続性労務報酬所得を取得する個人
- ❖ 個人事業者の生産経営所得、企業・事業単位に対する請負・賃貸経営所得を取得する個人事業者
- ❖ 個人独資企業投資者
- ❖ パートナーシップ企業の個人パートナー
- ❖ 請負・賃貸経営者



4. 控除が適用される商業健康保険

39号通達の規定によると、「規定に適合する商業健康保険」は、主に以下の被保険者を対象とする。

- ❖ 公費医療および基本医療保険でカバーされない個人負担の医療費部分に対しての商業健康保険部分に対して給付を求めている被保険者
- ❖ 公費医療および基本医療保険でカバーされない個人負担の特定の高額医療費部分に対して給付を求めている被保険者
- ❖ 公費医療および基本医療保険に加入しておらず、個人負担医療費に対して給付を求めている被保険者

また、「規定に適合する商業健康保険」とは、39号通達によれば、保険会社が個人所得税優遇型健康保険ガイドおよび規範契約約款（39号通達の添付）に従い設計される健康保険と規定しているが、実務上は、企業または個人が商業健康保険を購入する際に保険会社に確認することが必要と考えられる。

5. 商業健康保険を控除する場合の個人所得税申告

企業が従業員のために統一的に購入する、または企業と個人が共同で負担する商業健康保険の企業負担分は、当該従業員個人の給与・賃金のリストに入れ、個人の購入とみなし、保険購入の翌月より、200 人民元／月 を限度に控除することができる。

年間の保険料が 2,400 人民元を超過した部分は、個人所得税の課税所得より控除することができない。源泉徴収義務者は、当期において商業健康保険支出を『源泉徴収個人所得税報告表』または、『特定業種個人所得税年度申告表』の「控除項目」の「その他」欄に記入するほか、『商業健康保険控除情報明細表』（17号公告の添付様式）を追加で記入しなければならない。

なお、次年度以降に保険契約を更新する際にも、上記規定に従うべきとされている。また従業員個人が保険契約を解約する際、直ちに源泉徴収義務者に通知しなければならない。保険会社の側にも個人の保険解約に係る情報を税務機関に共有する義務があるとされている。

『商業健康保険控除情報明細表』の書式は添付を参照のこと。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC